

委託業務に係る一般競争入札における共通事項

平成27年 2月 2日

北海道企業局が発注する委託業務に係る一般競争入札における共通事項は、次のとおりです。

1 申請書等について

入札参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書に次の関係書類を添付して提出しなければならない。

| 関 係 書 類 等 | |
|----------------------------|--|
| 類似業務実績調書（要件を定めた場合に添付すること。） | |
| 類似業務実績を証明する書面 | 委託業務実績証明書又はこれに代わる書面（契約書等の写し） |
| 類似業務実績の内容を確認できる書面 | 類似業務の内容が記載されている設計図書等の写しを添付すること。なお、上記の類似業務実績を証明する書面を提出した場合には、必要ない。 |
| 返信用封筒 | 申請者の住所・氏名を記載し、 特定記録 料金分の切手を貼付した長3号の封筒（ 2件以上同時に申請する場合も、封筒は1通で可。2件以上の場合は50gまでの料金とする。 ） |

※資格審査申請書等の様式については、企業局のホームページからダウンロードできます。

2 入札保証金及び契約保証金について

| 入 札 保 証 金 及 び 契 約 保 証 金 | |
|-------------------------|---|
| 入 札 保証金 | <p>入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債、その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。</p> <p>ア 保険会社との間に道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したとき。</p> <p>イ 政令第167条の5第1項の規定により知事が定めた資格を有する者で、当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> |

| 入札保証金及び契約保証金 | |
|--------------|---|
| 契約保証金 | <p>契約をする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。</p> <p>ア 保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。</p> <p>イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、道を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。</p> <p>ウ 政令第167条の5第1項の規定により知事が定めた資格を有する者で、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合であって、契約書において契約の相手方が当該契約を履行しない場合には契約保証金に相当する額の損害金を支払う旨の定めをするとき。</p> <p>エ 単価契約をするとき。</p> |

3 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

5 その他

- (1) 開札の時ににおいて、入札の公告に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則第154条各号に掲げる入札及び公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札に参加する者は、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。
- (3) 非公開とした入札以外、原則として入札は公開する。
- (4) 談合情報に対する対応
 - ア 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取、誓約書の聴取及び委託費内訳書の徴取並びに公正取引委員会への通報を行うことがあること。
 - イ 入札談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行を取りやめることがあること。
 - ウ 契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがあること。
- (5) 入札は取りやめること、又は延期することがあること。
- (6) 落札者の決定後において、支出負担行為担当者が入札の公正性が確保できないと認めるときは、入札手続き全体を取り消すことがあること。
- (7) 入札の公告に定めた事項の他、この一般競争入札における共通事項のとおり実施する。
- (8) その他入札に関し不明な点は、北海道企業局総務課総務企画グループに照会すること。

(北海道企業局総務課 主査 (事業管理))
電話011-204-5672)